

# 対象でん粉原料用いも生産者 要件審査申請の手引き

## 対象生産者の要件

B-1	③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織
-----	----------------------

上記に加え、次の項目も要件となります。

- でん粉製造事業者との「でん粉原料用かんしょ売渡契約」に基づき生産していること
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること

## 1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類（＊）

- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書  
（別紙様式第2号（B1））・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- でん粉原料用かんしょ売渡契約書（参考様式第1号）の写し・・・・ 2
- 定款又は規約（参考5-1）の写し（注）・・・・・・・・・・・・ 3
- 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を  
  確実にを行うと市町村から判断を受けていることを証する書類
- 構成員の一覧表（特定農業団体のみ必要）（参考4）（注）・・・・ 9
- 事業計画書（参考6）及び収支予算書（申請初年度に限る）（参考7）・・・・10
- 直近の収支決算書

☑：（注）の書類については、すでに提出した書類の内容に変更がない場合、又は変更の内容が軽微な場合は提出を省略することができます。

〔事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出〕

- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書を提出する  
  際に、同様式内にある委任状欄を記載
- 対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請及びでん粉原料用いも交付  
  金の交付申請に係る委任状（参考様式第2-1号）、  
  でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状（参考様式第2-2号）  
  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 2. 保管することが必要となる書類

- 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る  
  点検シート（別紙様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

\* 複数の代理人に委任する場合でも、要件審査申請を委任する代理人（1者のみ）に対して、申請書類を提出してください。



# 売渡契約書の記載例

収入  
印紙

## でん粉原料用かんしょ売渡契約書（例）

甲が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項に基づく「でん粉原料用いも交付金」の交付対象の要件を満たすことを前提に、甲が乙に売り渡す令和〇〇年産でん粉原料用かんしょについて以下の契約を締結する。

なお、本契約に基づき甲が乙に売り渡すでん粉原料用かんしょは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条の表の中欄に掲げる用途に販売される国内産いもでん粉の製造用とする。

**必須項目**

1. でん粉原料用かんしょ品種別出荷予定数量

実際に植付けした品種を記載してください

品種名	売渡予定数量 (kg)
シロユタカ	17,500
コナホマレ	4,000
ダイチノユメ	1,500
コガネセンガン	4,500
計	27,500

- 2. 売渡規格
- 3. 売渡期間
- 4. 売渡場所
- 5. 売渡方法
- 6. 品種別かんしょ価格

**必須項目**

令和〇〇年〇月〇日付けで約定した、でん粉原料用かんしょの価格形成及び取引に関するガイドラインに基づき算定した品種別かんしょ価格は以下のとおり。

ただし、下表のいも販売額のうち、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合におけるでん粉原料用いも交付金相当額以外の部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、変更後の税率により計算した額とすることができるものとする。

品種名	1トン又は1俵 (37.5 kg) 当たり価格	
シロユタカ、コナホマレ、ダイチノユメ	いも販売額	〇〇〇〇 円/トン (税込)
	参考 (でん粉原料用いも交付金相当額)	〇〇〇〇 円/トン
コガネセンガン	いも販売額	〇〇〇〇 円/トン (税込)
	参考 (でん粉原料用いも交付金相当額)	〇〇〇〇 円/トン

約定に基づく品種別かんしょ価格を記載します。なお、交付金相当額との同時支払いを行う場合は、交付金相当額を参考として明記します。

**必須項目**

7. かんしょ代金支払時期及び支払方法

(例) 乙は、甲から売り渡されたかんしょについて、〇日分の代金をまとめ、最終原料売渡日から〇日後に以下の口座に振込むこととする。

決済方法を具体的に記載します。

金融機関名	▼▼銀行	支店・支所名	◎支店	金融機関コード	1234
口座種別	当座・普通	口座番号	5678	口座名義	◎●〇〇

※ 口座名義にはフリガナをつけること。

**必須項目**

令和〇〇年〇月〇日

(甲) 農畜 太郎

〇〇県△△市□□1-2-3

印

(乙) 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎

〇〇県△△市▼▼4-5-6

印

参考5-1

特定農業団体と同様の要件を満たす組織の規約例（基本型）

〇〇〇〇〇営農生産組合理約

（目的）

第1条 この組合は、農作業の受託を通して組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び地域における農用地の利用の集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項を実施することにより、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

（組合事務所の所在）

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

（事業）

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う

- （1）農作業の受託に関する計画の作成及び実施
- （2）施設・機械等の導入、利用及び管理
- （3）農作業の受託に係る生産資材の購入
- （4）農作業の受託に係る農産物の販売
- （5）農業共済への加入
- （6）その他第1条の目的の達成に必要な事業

（農用地の利用の集積を図る区域）

第5条 この組合が農用地の利用の集積を図る区域は、〇〇〇町大字〇〇〇地区（別紙地図参照）とする。

（組合員の資格）

第6条 この組合の組合員の資格を有する者は、この組合が農用地の利用の集積を図る区域である〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

（加入）

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第8条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。2  
出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第9条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

- 3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

- 4 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第10条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

- 2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第11条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名

(4) 監事 1名

- 2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。
- 5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第14条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。
- 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定及びその者の目標農業所得額の設定
- (6) 法人化計画の決定又は変更
- (7) 農用地利用集積目標の決定又は変更
- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員を選任及び解任
- (12) 組合への加入及び脱退
- (13) 組合員の除名
- (14) 組合の財産処分
- (15) その他組合の運営に必要な事項

(作付作物の栽培計画の説明)

第16条 この組合は、この組合に農作業を委託した者に対して、毎年、作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

(農用地の利用及び管理)

第17条 この組合は、第5条で定めたこの組合が農用地の利用の集積を図る区域内において農用地の利用の集積を行い、農用地利用集積目標計画書に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

2 この組合は、農作業を受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、組合員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第18条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

(債権債務)

第19条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第20条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第21条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合名義による農産物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第22条 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(生産調整対策の適切な実施)

第23条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。

(法人化計画)

第24条 この組合は、法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。

(解散)

- 第25条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の○分の○以上の議決を経て、法人化計画に基づき設立される法人に引き継ぐものとする。
- 2 この組合の解散の時ににおける残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

- 第26条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、○年○月○日から施行する。

(利用上の注意)

- 1 本規約は、農作業受託組織（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）の規約として必要な事項を例示したものであり、農作業受託組織が、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけではなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。  
詳しくは、各税務署にご相談ください。
- 2 また、本規約は、農作業受託組織が「共済組合等」に加入できる「共済資格団体」としての要件を満たす内容となっています。

〇〇営農生産組合加入申込書

令和 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名  
住所  
電話

印

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。  
また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。  
なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

参考 4

構成員の一覧表

組織名	〇〇〇〇〇〇〇組合		代表者名	〇 〇 〇 〇	
No.	対象要件区分	対象生産者コード	住 所 電 話 番 号	氏 名	備考
1	B-3 <sup>㊦</sup>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇-△△△-××××	〇 〇 〇 〇	
2	B-3 <sup>㊦</sup>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇-△△△-××××	〇 〇 〇 〇	
3	B-3 <sup>㊦</sup>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇-△△△-××××	〇 〇 〇 〇	
4	それ以外の対象生産者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇-△△△-××××	〇 〇 〇 〇	
5	それ以外の対象生産者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県△△市×××××× 〇〇〇-△△△-××××	〇 〇 〇 〇	

注1) B-1の特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること<sup>㊦</sup>

注2) B-2の協業組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること<sup>㊦</sup>

注3) B-3の共同利用組織については、組織名・代表者名・対象生産者コード・対象要件区分・住所電話番号及び氏名を記載すること<sup>㊦</sup>

注4) B-3の共同利用組織の場合であって、対象要件区分に当該要件以外の者が含まれているときには、その者の対象要件区分欄には「それ以外の対象生産者」と記載すること<sup>㊦</sup>

注5) 対象生産者コードが付与されていない場合は対象生産者コード欄の記載不要<sup>㊦</sup>

参考6

A-1③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織用  
 A-2⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織用

事業計画書の例

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇生産組合事業計画書

1 経営規模

(1) 経営部門（組織が使用収益権を持ち栽培を行う農地面積を記載すること）

さとうきび	かんしょ	その他	合計
a	a	a	a

(2) 作業受託部門

さとうきび	かんしょ	その他	合計
育苗 耕起・整地 畝立て・マルチ 株出管理 植付け 収穫	a	a	a

2 業務分担（作物別に記載すること）

(1) 作業従事者

基幹作業種目	オペレーター	補助労働者
育苗 耕起・整地 畝立て・マルチ 株出管理 植付け 収穫		

(2) 事務担当者

	担当者
経理 栽培計画作成 農作業従事計画作成及び人員配置調整 農業機械点検・修理	

3 農作業計画

4 その他

A-1③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織用  
 A-2⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織用

参考7

収支予算書の例

令和〇〇年／〇〇年 〇〇〇〇〇生産組合 収支予算書

【収入】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

【支出】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

※ 当該記載例は、収支予算書と収支決算書を含めた例である。

対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請及び  
でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎  
住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、でん粉原料用いも交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

でん粉原料用いも交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜 太郎  
住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 でん粉 一郎  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象でん粉原料用いも生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生するでん粉原料用いも交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

**環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート**

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

<b>1 土づくりの励行</b> たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。	チェック欄 <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>2 適切で効果的・効率的な施肥</b> 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>3 効果的・効率的で適正な防除</b> 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用</b> 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>5 エネルギーの節減</b> 省エネルギーを意識し、施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>6 新たな知見・情報の収集</b> 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>7 生産に係る情報の保存</b> 肥料、農薬等の資材を適正に保管するとともに、生産活動の内容が確認できるよう、それらの使用状況及び施設・機械等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存する。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>
<b>8 安全な農作業の実施</b> 農機・車両の適切な整備・管理を行うとともに、安全な農作業の実施に努める。	<input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>

チェック欄

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

必須項目

点検日    年    月    日

住    所

点検者氏名  
(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて  
 独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。  
 また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合があります。  
 なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。